

開催日時

2020年12月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

第42回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

【議決権の事前行使のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3187

2020年12月7日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 1 9 番 1 9 号
株 式 会 社 サ ン ワ カ ン パ ニ ー
代 表 取 締 役 社 長 山 根 太 郎

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の適切な感染予防対策を講じた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、安全確保及び感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を見合わせ、郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご欠席の場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2020年12月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第42期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、当該事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類に含まれており、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

～新型コロナウイルス感染防止のためのご協力のお願い～

- ・本総会にご来場いただく株主の皆様におかれましては、当日のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮ください。
- ・発熱、咳等の症状がある方や体調にご不安のある方は、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場される場合には、マスクの持参、着用や、アルコール消毒液のご使用など、感染防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。
- ・当日は受付にて検温をさせていただき、発熱（37.5度以上）があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会においては、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・密集防止の観点により、座席の間隔を広げるため、会場の席数に限りがあり、ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当日は、役員及び株主総会の運営スタッフにおきましても、体調を含め、体温を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | やま ね た ろう<br>山 根 太 郎<br>(1983年7月15日)   | 2008年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2014年4月 当社入社 商品部長<br>2014年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                           | 3,034,400株 |
| 2          | つ ざ き こう いち<br>津 崎 宏 一<br>(1975年3月18日) | 1998年4月 株式会社間組(現：株式会社安藤・間)<br>入社<br>2003年1月 株式会社ユーエスシー(現：株式会社レスターホールディングス)入社<br>2016年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼<br>人事部長<br>2016年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼<br>人事部長<br>2017年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理<br>部長<br>2019年11月 当社取締役副社長拠点事業部長(現任) | 521,000株   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | こ すが まさ のぶ<br>小 菅 正 伸<br>(1956年1月20日) | 1993年 4 月 関西学院大学商学部教授(現任)<br>1996年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程前期<br>課程指導教授<br>1999年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程後期<br>課程指導教授<br>2005年 4 月 同大学大学院経営戦略研究科会計専門<br>職専攻教授<br>2007年 4 月 同大学入試部長<br>2010年 4 月 同大学商学部長<br>2012年 3 月 株式会社竹中工務店社外監査役<br>(現任)<br>2014年 4 月 関西学院大学副学長(現任)<br>同大学教務機構長<br>学校法人関西学院常任理事(現任)<br>2015年12月 当社社外取締役(現任) | 21,200株           |
| 4         | で ぐち はる あき<br>出 口 治 明<br>(1948年4月18日) | 1972年 4 月 日本生命保険相互会社入社<br>1992年 4 月 同社ロンドン事務所長<br>1995年 4 月 同社国際業務部長<br>2006年10月 ネットライフ企画株式会社<br>(現：ライフネット生命保険株式会<br>社) 設立 代表取締役社長<br>2013年 6 月 同社会長<br>2017年 7 月 当社顧問<br>2017年12月 当社社外取締役(現任)<br>株式会社グローバルグループ(現：株式<br>会社グローバルキッズCOMPANY) 社<br>外取締役(現任)<br>2018年 1 月 立命館アジア太平洋大学学長(現任)<br>学校法人立命館副総長・理事(現任)         | 21,200株           |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                               | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | しら かわ とう こ<br>白 河 桃 子<br>(戸籍上の氏名 小林美紀)<br>(1961年4月25日) | 2002年4月 著作活動を本格的に開始<br>2013年4月 相模女子大学客員教授<br>2018年4月 昭和女子大学客員教授 (現任)<br>2020年4月 相模女子大学大学院特任教授 (現任)<br>2020年4月 当社社外取締役 (現任)<br>2020年9月 株式会社ジョイフル本田社外取締役<br>(現任) | 一株                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小菅正伸、出口治明及び白河桃子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. (1) 小菅正伸氏は、会計学を研究する大学教授としての長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されており、その専門的知識と見識に基づき当社の監督機能の強化や、有益な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (2) 出口治明氏は、業界は異なりますが、生命保険業界において、当社と同じインターネット通信販売のビジネスに関われ、また、現在は立命館アジア太平洋大学の学長及び学校法人立命館の副総長・理事として活躍されており、経営に関する豊富な経験と知見に基づいた適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 白河桃子氏は、女性のライフキャリア、ワークライフバランス、ダイバーシティなどをテーマに執筆される作家、ジャーナリストとしての深い洞察力和客観的な視点に加え、政府が主催する女性活躍、働き方改革に係る会議に参加されるなど、従業員の働き方に関する豊富な知見に基づいた適切な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

4. 社外取締役候補者各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、小菅正伸氏は5年、出口治明氏は3年、白河桃子氏は8カ月であります。
5. 当社は、小菅正伸、出口治明及び白河桃子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。



第2号議案 監査役2名選任の件

監査役楠山宏及び児玉文人の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴、<br>(重 要<br>な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 服 部 景 子<br>(1976年1月29日) | 1998年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行<br>2000年4月 ジャーディンフレミング証券株式会社（現：JPモルガン証券株式会社）東京支店勤務<br>2001年6月 BNPパリバ証券株式会社東京支店勤務<br>2006年12月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2010年9月 公認会計士登録<br>2014年2月 服部景子公認会計士事務所を開設、所長（現任）<br>2016年1月 株式会社ツクルバ常勤監査役（現任） | 一株             |
| 2         | 三 村 雅 一<br>(1982年3月23日) | 2007年12月 弁護士登録、弁護士法人近畿中央法律事務所入所<br>2017年9月 アクシス国際法律事務所（現：S&W国際法律事務所）を開設、マネージングパートナー（現任）                                                                                                                                                   | 一株             |

- (注) 1. 服部景子及び三村雅一の両氏は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 服部景子及び三村雅一の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. (1) 服部景子氏は公認会計士及び米国公認会計士としての資格を保有しております。  
また、株式会社ツクルバの常勤監査役として活躍されており、財務会計面を中心とした客観的・中立的な監査業務を期待し、当社の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 三村雅一氏は弁護士として活躍されており、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務を期待し、当社の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
5. 服部景子及び三村雅一の両氏が原案どおり選任された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

( 2019年10月 1 日から  
2020年 9 月30日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

- ① 当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復傾向の動きがみられていましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国の経済活動が強く制限されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社におきましても、緊急事態宣言下では全国のショールームを臨時休館いたしました。これをきっかけにオンライン接客サービスやSNSを利用した動画配信といった、新たなサービスを次々に導入するなど、このような状況の中でも、売上成長を維持しつつ高収益な企業体質に変革することを目指し、国内事業の収益基盤を強化いたしました。また、海外事業の拡大成長に向けた土台作りも進めました。

国内事業につきましては、人気商品に顧客のニーズを反映した新しい仕様やカラー等のバリエーションを追加して商品ラインナップを拡充したほか、ECサイトでは複数の商品を組み合わせた空間イメージを掲載し、主力商品だけでなく関連商品についても更なる販売拡大を図りました。また、前事業年度に行ったポイント還元施策の結果、ポイントを利用した購入が増加したことや、各種セールでの販売が好調であったことも売上の拡大に寄与いたしました。なお、これらのセールではオンラインストア限定のポイント還元を行っており、ポイント利用によるリピート購入を促進することで、引き続き収益の基盤となる既存顧客のリテンション強化を図ってまいります。

また、当社は2019年8月22日に創業40周年を迎えており、この節目に、これまで支えてくださった皆様に直接感謝の気持ちをお伝えするため、2019年10月に創業の地である大阪で創業40周年記念式典を、2019年11月に東京で創業40周年記念パーティーをそれぞれ開催いたしました。式典では新たに策定した経営理念「くらしを楽しく、美しく。」を発表し、世界の人の「くらし」で最も必要とされる企業集団を目指すことを皆様の前で約束いたしました。

海外事業につきましては、2019年10月にシンガポール、2019年12月にタイの現地法人と新たに販売代理店契約を締結いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現地訪問や現地での営業活動を行うことが厳しい状況の中、オンラインによるショールームツアーを実施するなど、国内にいながら海外展開を推進する取り組みを進めており、引き続き海外販路を拡大してまいります。

このほか、倉庫移管に伴う一時的な倉庫費の増加や人員増加に伴う人件費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止対策やリモートワークへの対応といった職場環境の整備により増加した費用があった一方、ミラノサローネ国際家具見本市の開催が延期になったことや、働き方の見直しによりオンライン会議システムの活用が促進されたことなどは、販売費及び一般管理費の抑制に繋がりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で人々の生活様式が見直される中、当社におきましてもショールームの在り方について見直しを行っており、東京ショールームにつきましては、不動産賃貸借契約が満了を迎えることを機に、2021年春以降、現施設からの退去並びに新たな施設への移転方針を決定し、この決定に伴う減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高10,463百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益49百万円（前年同期比44.2%減）、経常利益57百万円（前年同期比32.9%減）、当期純損失168百万円（前年同期は当期純利益49百万円）となりました。

なお、当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は136百万円で、その主なものは不動産の取得（54百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を取引銀行5行と締結しております。

なお、当事業年度末における当該契約に基づく借入実行残高は700百万円であります。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 第 39 期<br>(2017年 9 月期) | 第 40 期<br>(2018年 9 月期) | 第 41 期<br>(2019年 9 月期) | 第 42 期<br>(当事業年度)<br>(2020年 9 月期) |
|-----------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                           | 8,737,611              | 9,329,518              | 10,213,113             | 10,463,390                        |
| 経 常 利 益(千円)                                         | 185,554                | 40,561                 | 85,550                 | 57,378                            |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失 (△) (千円)                       | 182,915                | 16,961                 | 49,464                 | △168,824                          |
| 1 株当たり当期純利益<br>又 は 1 株 当 た り (円)<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | 11.45                  | 1.06                   | 2.93                   | △9.68                             |
| 総 資 産(千円)                                           | 4,211,879              | 4,118,237              | 4,694,451              | 4,387,292                         |
| 純 資 産(千円)                                           | 2,083,724              | 1,801,192              | 2,177,708              | 1,968,085                         |
| 1 株当たり純資産額 (円)                                      | 128.89                 | 114.03                 | 125.03                 | 112.42                            |

(注) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また 1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する建築業界における今後の見通しは厳しく、また、業界内における競争の激化は続くと思われるものの、当社の事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社はまだまだ認知されているとはいえない存在であることから、収益獲得の余地は大いにあると考えております。

このような状況の中、当社は以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

##### ① オリジナル商品の拡充

当社は住宅設備機器・建築資材をはじめとした住空間にまつわる商品を幅広く豊富に取り揃えており、売上高の約8割がオリジナル商品（自社開発商品と国内で独占的に販売できる海外輸入商品）です。このオリジナル商品を更に充実させることでお客様の商品選択の自由度を高めてまいります。デザインコンセプトは「ミニマリズム」で、そのシンプルで洗練された美しいデザインを極めると同時に、デザイン力や商品力によりブランド価値を向上させるべく世界的な工業賞に積極的に応募してまいります。また、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を投入し、更には、家具や照明、デザイン家電、ペット用品といった周辺領域へも商品ラインナップを拡充して、お客様のライフスタイルに合わせた住空間のコーディネートを当社がトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

##### ② 海外展開の推進

当社の事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工件数が下がっていく中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起こると考えております。そのためオリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを活かし、アジアを重点地域としながら、ヨーロッパや北米など、広く海外での販売に向け、ビジネスパートナーとの協業を行うなど、エリア特性に応じた事業展開を行ってまいります。

##### ③ 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを活かして、既存の商流、流通を経由しないことによって獲得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。また、調達価格低減のため、単一の商品を複数の仕入先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識して業務を推進してまいります。

④ 周辺サービスの拡充

当社は、住宅設備機器及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様からは商品販売にとどまらない設計や施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状況に対し、当社商品が採用された物件の設計に係るコンサルティングや、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上

当社は現在、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡にショールームを設置しております。これらショールームを通じて、また、遠方の方にはSNSなどのオンラインツールを活用して、お客様との接点を増やしてまいります。また、潜在顧客に対してはマスメディアやデジタルメディアといった各種メディアを使い分け、ブランド認知を高めると同時に、既存顧客に対してはカタログ送付やメルマガ配信によりリピート率の向上とロイヤルカスタマーの育成を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社は、これまで比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたものとなっておりますが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。また、社内研修制度の充実を図り、従業員一人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進すると同時に、必要に応じて外部顧問による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質と商品販売体制の更なる強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

当社はウェブサイトにおいて、設計事務所、施工会社及び施主向けに建築資材のインターネット通信販売を行っております。

(6) 主要な営業所等（2020年9月30日現在）

| 名 称           | 所 在 地                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 本 社           | 大阪市北区茶屋町19番19号 アプローチタワー21階                                  |
| 営 業 所（ショールーム） | 東京（東京都港区） 大阪（大阪市北区）<br>仙台（仙台市青葉区） 名古屋（名古屋市東区）<br>福岡（福岡市博多区） |

(7) **使用人の状況** (2020年9月30日現在)

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 186 (55) 名 | 20名増 (3名減) | 36.9歳 | 3.9年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年9月30日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 350,002千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 220,000   |
| 株式会社みずほ銀行   | 200,000   |
| 株式会社りそな銀行   | 10,000    |

(注) 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を取引銀行5行と締結しております。  
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は700百万円であります。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,507,200株 (自己株式398,800株を除く)  
 (3) 株主数 3,678名 (前期末比151名減)  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 山 根 太 郎                                                                           | 3,034,400株 | 17.3%   |
| 山 根 良 太                                                                           | 2,060,000  | 11.8    |
| 山 根 ア セ ッ ト 株 式 会 社                                                               | 1,700,000  | 9.7     |
| NOMURA P B NOMINEE S L I M I T E D<br>O M N I B U S - M A R G I N ( C A S H P B ) | 892,900    | 5.1     |
| 渡 辺 パ イ プ 株 式 会 社                                                                 | 799,346    | 4.6     |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S                                           | 791,100    | 4.5     |
| B N Y M N O N - T R E A T Y D T T                                                 | 536,200    | 3.1     |
| 津 崎 宏 一                                                                           | 521,000    | 3.0     |
| 橘 か お り                                                                           | 409,000    | 2.3     |
| 山 根 知 子                                                                           | 405,000    | 2.3     |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2020年7月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を決議し、同年8月3日付で当社の従業員2名に対し、普通株式40,000株の割り当てを行いました。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年9月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山根 太郎 |                                                                             |
| 取締役副社長   | 津崎 宏一 | 拠点事業部長                                                                      |
| 取締役      | 小菅 正伸 | 関西学院大学 副学長<br>学校法人関西学院 常任理事<br>株式会社竹中工務店 社外監査役                              |
| 取締役      | 出口 治明 | 立命館アジア太平洋大学 学長<br>学校法人立命館 副総長・理事<br>株式会社グローバルキッズCOMPANY 社外取締役               |
| 取締役      | 白河 桃子 | 作家 ジャーナリスト<br>相模女子大学大学院 特任教授<br>昭和女子大学 客員教授<br>株式会社ジョイフル本田 社外取締役            |
| 常勤監査役    | 坂本 泰典 |                                                                             |
| 監査役      | 楠山 宏  | 楠山法律事務所 所長                                                                  |
| 監査役      | 児玉 文人 | 児玉会計・鑑定事務所 所長<br>センコー・プライベートリート投資法人 監督役員<br>四方工業株式会社 社外監査役<br>株式会社トーア 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役小菅正伸、出口治明及び白河桃子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役坂本泰典、楠山宏及び児玉文人の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役児玉文人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 取締役副社長津崎宏一氏は、当事業年度当初は拠点事業部長兼管理部長でしたが2019年11月1日付で管理部長の任を退きました。
- (2) 2020年4月14日開催の臨時株主総会において、白河桃子氏は、新たに当社社外取締役として選任され、就任いたしました。また、2020年4月1日付で相模女子大学大学院特任教授に、2020年9月17日付で株式会社ジョイフル本田の社外取締役にそれぞれ就任いたしました。

5. 当事業年度中の監査役の異動

- (1) 2020年4月14日開催の臨時株主総会において、坂本泰典氏は、新たに当社社外監査役として選任され、常勤監査役に就任いたしました。
- (2) 監査役栄秀人氏は、常勤監査役として従事しておりましたが、病氣療養のため、2020年4月14日付で非常勤監査役となり、2020年5月13日付をもって辞任により退任いたしました。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|-----------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(3) | 113,919千円<br>(12,228) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(4)  | 12,200千円<br>(12,200)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(7)  | 126,119千円<br>(24,428) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表には、2020年5月13日付で退任した社外監査役1名を含んでおります。

3. 2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）、監査役の報酬限度額は、年額2億円以内、また、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）と決議いただいております。その決議の範囲内で、各取締役の報酬額は当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

4. 上記には、当事業年度に係る取締役4名分（うち社外取締役2名）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額12,639千円（うち社外取締役948千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小菅正伸氏は関西学院大学副学長、学校法人関西学院常任理事及び株式会社竹中工務店社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役出口治明氏は立命館アジア太平洋大学学長、学校法人立命館副総長・理事及び株式会社グローバルキッズCOMPANY社外取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役白河桃子氏は相模女子大学大学院特任教授、昭和女子大学客員教授及び株式会社ジョイフル本田社外取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外監査役楠山宏氏は楠山法律事務所所長を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外監査役児玉文人氏は児玉会計・鑑定事務所所長、センコー・プライベートリート投資法人監督役員、四方工業株式会社社外監査役及び株式会社トーア社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                            |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小 菅 正 伸 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。会計学を研究する大学教授である専門的見地から、当社の監督機能に関する助言・提言を行っております。                                                             |
|       | 出 口 治 明 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち8回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験とインターネット通信販売ビジネスについての高い知見を有されており、当社の経営体制に関する助言・提言を行っております。なお、欠席した取締役会については、別途説明を受け、内容の把握に努めております。 |
|       | 白 河 桃 子 | 2020年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に出席いたしました。作家、ジャーナリストとして女性活躍、ダイバーシティといった働き方に関する豊富な知見に基づき、当社の人事制度や組織運営に関する助言・提言を行っております。                    |
| 社外監査役 | 坂 本 泰 典 | 2020年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査役会6回のうち6回に出席いたしました。経営者及び監査役としての経験並びに、経理財務、総務人事及び企画分野における豊富な経験、見識を有しており、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。       |
|       | 栄 秀 人   | 2020年5月13日退任までに当事業年度に開催された取締役会9回のうち3回、監査役会10回のうち4回に出席いたしました。企業法務・総務分野における高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。                           |

| 区 分   | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                             |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 楠 山 宏   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。   |
|       | 児 玉 文 人 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。 |

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小菅正伸、出口治明及び白河桃子並びに社外監査役坂本泰典、楠山宏及び児玉文人の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算定根拠等について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断したため、上記金額に同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、現時点において毎事業年度における配当の回数についての方針及び具体的な実施時期等は未定であります。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,529,784	流動負債	2,264,182
現金及び預金	821,330	買掛金	631,552
売掛金	626,258	短期借入金	700,000
商成品	881,470	1年内返済予定の長期借入金	63,332
未着商成品	26,345	未払金	158,697
貯蔵品	27,208	未払費用	89,282
前渡金	56,123	未払法人税等	22,453
前払費用	83,991	未払消費税等	74,716
その他	7,056	前受金	395,552
固定資産	1,857,507	預り金	8,167
有形固定資産	511,283	資産除去債務	38,000
建物	446,790	賞与引当金	57,926
工具、器具及び備品	34,750	ポイント引当金	17,099
土地	28,731	その他の他	7,402
建設仮勘定	1,010	固定負債	155,024
無形固定資産	155,847	長期借入金	16,670
商標権	9,631	資産除去債務	136,104
意匠権	2,156	長期預り保証金	2,250
ソフトウェア	144,058	負債合計	2,419,206
投資その他の資産	1,190,376	(純資産の部)	
投資有価証券	250,464	株主資本	1,968,027
関係会社株式	0	資本金	591,839
長期貸付金	48,399	資本剰余金	541,839
関係会社長期貸付金	133,000	資本準備金	541,839
長期前払費用	335,047	利益剰余金	979,909
差入保証金	446,917	その他利益剰余金	979,909
繰延税金資産	101,031	繰越利益剰余金	979,909
その他	8,516	自己株式	△145,562
貸倒引当金	△133,000	評価・換算差額等	58
		その他有価証券評価差額金	58
資産合計	4,387,292	純資産合計	1,968,085
		負債純資産合計	4,387,292

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		10,463,390
売 上	利 益		6,737,189
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益		3,726,200
営 業 外 収 入	益		3,676,498
受 取 保 険 金 入 益 他		1,238	49,702
受 取 補 償 金 入 益 他		2,077	
受 取 賛 品 売 却 益 他		3,369	
受 取 賛 品 売 却 益 他		2,745	
受 取 賛 品 売 却 益 他		2,000	
受 取 賛 品 売 却 益 他		324	
受 取 賛 品 売 却 益 他		1,152	12,908
支 払 手 差 利 損 益		2,405	
支 払 手 差 利 損 益		1,997	
支 払 手 差 利 損 益		827	5,231
特 別 損 失			57,378
固 定 資 産 除 却 損 失		982	
固 定 資 産 除 却 損 失		224,364	225,346
税 引 前 当 期 純 損 失			167,968
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額		23,355	
法 人 税 等 調 整 額		△22,498	856
当 期 純 損 失			168,824

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

株式会社サンワカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	岡	義	則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	容	子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの2019年10月1日から2020年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社サンワカンパニー 監査役会

常勤監査役 坂 本 泰 典 ㊟

社外監査役 楠 山 宏 ㊟

社外監査役 児 玉 文 人 ㊟

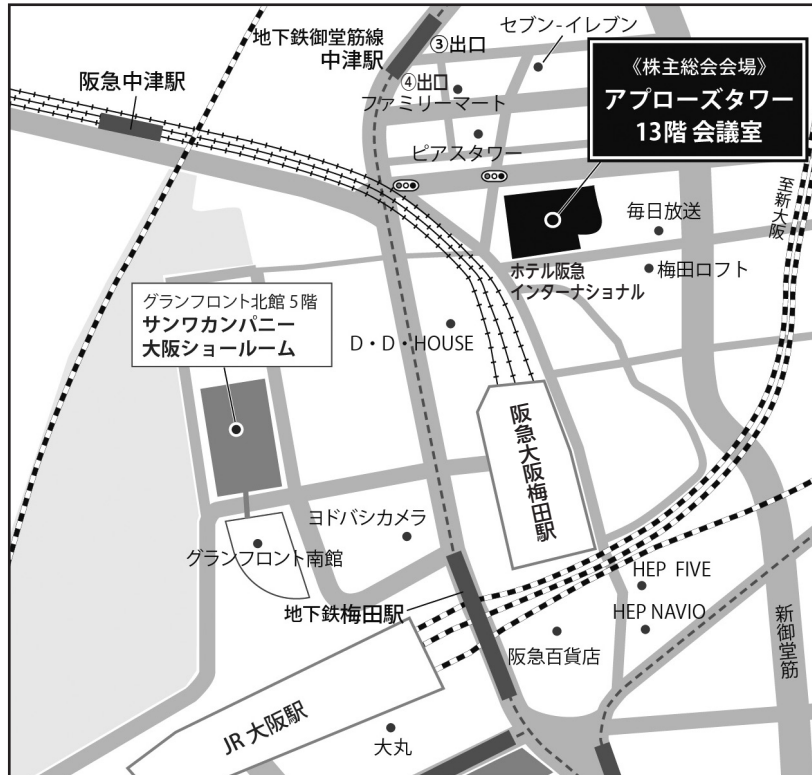
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
TEL 06-6377-5577



交通 阪急電車「大阪梅田」駅 茶屋町口から 徒歩約3分
地下鉄御堂筋線「中津」駅 3号または4号出口から 徒歩約4分
地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約7分
JR線「大阪」駅 御堂筋北口から 徒歩約8分

※当会議室はホテル阪急インターナショナルと同じビルですがオフィス用エレベーターで13階までお越しく下さい。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

1. 「新株予約権等の状況」
2. 「業務の適正を確保するための体制」
3. 「業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要」
4. 「株主資本等変動計算書」
5. 「個別注記表」

第42期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）

株式会社サンワカンパニー

事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

1. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2013年4月8日	
新 株 予 約 権 の 数		1,650個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権1個につき	165,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり (1株当たり	7,300円 73円)
権 利 行 使 期 間		2015年5月1日から 2022年4月30日まで(注) 1	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監 査 役	新株予約権の数	400個
		目的となる株式数	40,000株
		保有者数	2名

(注) 1. 権利行使期間開始日を2015年5月1日から2017年5月1日に変更しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社の取締役又は監査役及び当社の使用人いずれの身分とも喪失した場合等、新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とする。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 2020年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が14,505個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・退職による減少分11,225個
- ・権利行使による減少分3,280個

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「コンプライアンス基本方針」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、周知徹底を図る。
- ②社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ③コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。また、内部監査担当部署を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ④各部署責任者は、コンプライアンス委員会委員を兼ね、当該各部署で法令、社内規程等の遵守体制を維持向上する責を負う。
- ⑤役員及び使用人がコンプライアンス上の問題点について報告できる通報制度を設置し、内部受付窓口、経営から独立した窓口（監査役）及び外部受付窓口（法律事務所）を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑥反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、毅然とした態度で排除する。

- ⑦金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従いこれらを保存、管理する。
- ②取締役の職務執行に係る上記文書等は、取締役及び監査役の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規程」を制定する。
- ②社長を最高責任者とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- ③リスク管理担当部署を設置し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- ④各部署責任者は、各部署におけるリスク管理責任者として、必要に応じ様々なリスクに対応するため、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を整理し、責任を持って対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ②業務執行取締役は、「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき業務を担当し執行する。
- ③中長期的な視野に立った経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部署において目標達成に向け具体策を実行する。
- ④業務執行取締役及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に開催し、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。また、子会社管理を行う専任の組織を設置し、当社の取締役会において、子会社の月次報告を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する基準を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」等を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう「職務分掌規程」等を設け業務を分担し、業務を執行する。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制

「コンプライアンス基本方針」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、通報制度として設置した内部受付窓口、経営から独立した窓口（監査役）及び外部受付窓口（法律事務所）へは、子会社の使用人等からの通報も可能とする。

グループ各社の規模等に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の監査役及び内部監査担当部署が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

①監査役を補助するため内部監査担当部署に兼任の使用人を配置する。

②監査役を補助する使用人の任命・異動・人事評価等は、監査役の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。

③監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。

- ④監査役を補助する使用人は、監査役を補助する職務に関して業務執行取締役からの指揮命令を受けない。なお、監査役を補助する使用人は、監査役から指示された事項を最優先して実施する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告するものとする。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- ③代表取締役は、業務執行取締役の選解任又は辞任並びにその報酬について、監査役に適宜適切に報告を行う。
- ④業務執行取締役は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査役に報告を行う。
- ⑤監査役は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑥監査役は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑦当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の通報制度を使用しないで、監査役に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- ②監査役は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当部署及び内部統制担当部署との連携を図る。
- ②監査役は、毎年監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- ③監査役は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- ④監査役は、代表取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) リスクマネジメントに対する取組

リスクマネジメントにつきましては、「リスク管理規程」に基づき、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と適切かつ迅速な対応ができるよう統括的なリスク管理を行っております。

定期的に実施しているリスクの棚卸しを通じその把握に努め、各リスクの担当部署及び関係部署が連携して、課題について整理し、対応策に取り組みました。

例えば、発生した製品事故に関しての再発防止策の周知徹底及び社内研修、防災マニュアルに基づく災害対応訓練、個人情報管理の強化を目的とした社内教育等、リスク発生の未然防止に努めました。

(2) コンプライアンスに対する取組

コンプライアンスにつきましては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法務リスクについて、課題・対応策を検討いたしました。その状況を取締役会に報告することで、内部管理体制の継続的な維持・強化に取り組みました。

また、コンプライアンス委員会の体制を見直し、コンプライアンスに関する議題を集中的に審議できるよう、また、委員会での審議の結果が全社に浸透するよう、各部署責任者により構成することといたしました。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組

毎月開催される取締役会には監査役が、幹部会議には常勤監査役が出席し、業務の意思決定及びその執行状況について、法令等の違反がないかなどのチェックを行っております。また、定期的な監査役監査の結果、取締役会及び代表取締役等に対して監査報告を行っております。監査役監査の結果を対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況について報告することを求めています。

4. 株主資本等変動計算書

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	586,042	536,042	536,042	1,200,986	1,200,986	△145,562	2,177,508
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	5,797	5,797	5,797				11,595
剰 余 金 の 配 当				△52,252	△52,252		△52,252
当期純損失 (△)				△168,824	△168,824		△168,824
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額 合 計	5,797	5,797	5,797	△221,077	△221,077	—	△209,481
当 期 末 残 高	591,839	541,839	541,839	979,909	979,909	△145,562	1,968,027

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	199	199	2,177,708
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			11,595
剰 余 金 の 配 当			△52,252
当期純損失 (△)			△168,824
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)	△141	△141	△141
事業年度中の変動額 合 計	△141	△141	△209,623
当 期 末 残 高	58	58	1,968,085

5. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、未着商品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ポイント引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備え、当事業年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社が運営する東京ショールームについて、不動産賃貸借契約が満了を迎えることを機に、2021年春以降、現施設からの退去並びに新たな施設への移転方針を決定いたしました。これにより、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。この償却期間の短縮による増加額を短縮前の資産除去債務残高に4,469千円加算しております。なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については減損損失として処理したため、当事業年度の税引前当期純損失が4,469千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

549,532千円

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大は経済に大きな影響がありましたが、2020年5月25日の政府による緊急事態宣言の全面解除を受けて、経済活動が再開されております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症拡大による事業等への影響は、軽微と捉えており、今後、2021年3月に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に縮小していくと仮定して、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損の判定）を行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

17,906,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

398,800株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年11月21日 取締役会	普通株式	52,252千円	3円	2019年9月30日	2019年12月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年11月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	52,521千円	3円	2020年9月30日	2020年12月28日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

165,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,740千円
商品評価損	13,007千円
賞与引当金	17,713千円
未払社会保険料	2,530千円
ポイント引当金	5,229千円
株式報酬費用	7,573千円
貸倒引当金	40,671千円
資産除去債務	53,241千円
子会社株式評価損	15,319千円
減損損失	68,610千円
その他	2,003千円
繰延税金資産小計	229,639千円
評価性引当額	△105,184千円
繰延税金資産合計	124,455千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	25千円
資産除去債務	23,397千円
繰延税金負債合計	23,423千円
繰延税金資産の純額	101,031千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また資金調達については銀行借入もしくは社債の発行により調達する方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、事業所の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理基準に則り、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、ファクタリングの利用により信用リスクの低減に努めております。

差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替変動のリスクに対しては、為替の状況を逐一確認し、必要に応じて為替予約の実行ないし外貨を取得し、そこから外貨決済を行うことで対応しております。

金利変動のリスクに対しては、借入金について、固定金利での調達を行うことで対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクに対しては、随時資金繰計画を作成及び更新して常に手元流動性の状況を把握するとともに、常に当座貸越及び貸出コミットメント枠に余剰を確保しておくことで将来の流動性リスクに対応しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	821,330	821,330	—
(2) 売掛金	626,258	626,258	—
(3) 差入保証金	443,266	433,603	△9,663
資産計	1,890,855	1,881,192	△9,663
(1) 買掛金	631,552	631,552	—
(2) 未払金	158,697	158,697	—
(3) 短期借入金	700,000	700,000	—
(4) 長期借入金(*)	80,002	79,898	△103
負債計	1,570,251	1,570,147	△103

(*) 1年内返済予定の長期借入金は「(4) 長期借入金」に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	0
投資有価証券	250,464
差入保証金	3,650

差入保証金のうち上記金額は、償還予定時期が明確でなく、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 差入保証金」には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	SANWA COMPANY HUB PTE. LTD.	所有 直接100%	資金の援助	—	—	関 係 会 社 長期貸付金 (注)	133,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) SANWA COMPANY HUB PTE. LTD. への貸付金に対し、133,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、事業の一時休止を勘案して、無利息としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 112円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 9円68銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	ショールーム	建物、工具、器具及び備品	224,364千円

当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業のみを行っておりますので、全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。また、処分予定資産につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。上記資産については、回収可能性が認められないため、移転決定時における帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。